

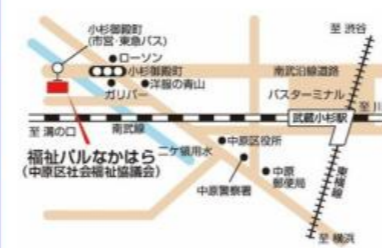
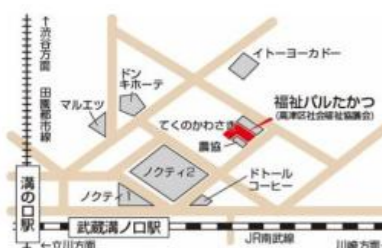






あんしんセンター便り

令和8年6月
第15号

○成年後見制度の相談について

お住まいの区のあんしんセンターにご相談ください。

<p>川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741</p> 	<p>幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577</p> 	<p>中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル1階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260</p> 	
<p>高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549</p> 	<p>宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955</p> 	<p>多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119</p> 	
<p>麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合21ビル1階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424</p> 			 <p>社協イメージキャラクター ななぶく</p>

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5
川崎市総合福祉センター6階
電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738
E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



令和3年度に川崎市成年後見支援センターが開設され、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を実施してきました。今回は、令和7年度の活動を報告します。

本号の2・3面の特集記事は『日常生活自立支援事業』についてです。ぜひ、ご活用ください！



①広報

- ①センターの広報
地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関、相談支援機関等に直接広報
- ②市民向けリーフレットの配架依頼
郵便局・川崎信用金庫・横浜銀行の市内全店、行政機関、医療機関、相談支援機関等、1,000箇所以上に広報
- ③市民向け研修（2回）
『成年後見制度について』
第1回（9/5）参加者数38名
第2回（3/10）参加者数33名
※第2回は会場とオンラインの併用開催



市民向けリーフレット

- ④関係機関向け研修（2回）
第1回（7/17）『成年後見制度の概要』
参加者数 46名
第2回（11/6）『任意後見制度について』
参加者数 20名
- ⑤各区あんしんセンターによる出張講座 36件（延べ865名参加）**成年後見制度**
- ⑥ニュースレターの発行
3回発行（6月・10月・2月）
相談支援機関および区役所に配布
※市社協ホームページにも掲載
- ⑦成年後見制度パンフレットの配布
5,000部作成。相談支援機関、区役所等行政機関などに配布



成年後見制度パンフレット

②相談

- ①初回相談件数 1,020件
- ②申立支援件数 144件
※申立に繋がった件数 81件
内訳：補助13件、保佐40件、後見28件
（うち日常生活自立支援事業利用者11件）
- ③専門相談 51件
内訳：弁護士 23件、司法書士 20件、社会福祉士 8件
こんな相談がありました…
（弁）制度を利用しての不動産処分、相続、親族間トラブルへの対応など
（司）法定後見、任意後見、家族信託等、それぞれの制度概要の整理や活用への助言など
（社）統合失調症の方の制度利用、精神障害がある引きこもりの子の制度利用への助言など
- ④専門職派遣 5件
内訳：弁護士1件、司法書士2件、社会福祉士2件
こんな派遣がありました…
（弁）認知症が進行している一人暮らしの高齢者の制度の申立への助言
（司）高次脳機能障害がある方の制度利用に対する助言など
（社）制度利用にあたり、実際の後見人等としての対応を本人や支援者に説明するなど



③利用促進

- ①申立書書き方講座（7/17）
参加者数 33名
- ②市民後見人養成
第7期市民後見人養成研修 実践研修の実施
名受講 ※13名が修了してバンク登録
- ③市民後見人フォローアップ研修
2回実施（6/10・1/28）
参加者数延べ 55名
- ④成年後見制度シンポジウム（2/14）
参加者数 38名
※シンポジウム後の士業相談会 相談件数17件
- ⑤受任調整会議
受任調整0件
※どの専門職に後見人を依頼したらよいか選定が困難な場合に利用できます。区あんしんセンターまでご相談ください。



④後見人支援

- ①親族後見人向け研修 2回実施
6/25・12/4に実際に後見人になっている親族が延べ3名参加



令和8年度の研修等のおおよその予定については4面をご覧ください！



川崎市社協キャラクター ななぶく

知っていますか？



日常生活自立支援事業



認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の支援のため『成年後見制度』と『日常生活自立支援事業』があります。今号では『日常生活自立支援事業』でお手伝いできることを紹介します。

福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

利用料：月額2,500円

- 福祉サービスの情報提供や助言、利用手続きの支援や利用料の支払い手続き
- 生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き
- 家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き

支援範囲は日常なものに限定されています。病院や施設への入院・入所契約の代行、消費者被害の取消しはできません。



書類等預かりサービス

利用料：年額 3,000 円もしくは 6,000 円

- 定期や定額等の預貯金通帳の預かり
- 証書(保険証券、年金証書、不動産権利書など)や実印の預かり

※上記のサービスは日常生活自立支援事業の実施主体である社協と利用者が契約を結ぶことで提供されますので、判断能力が十分でなく契約ができない場合には成年後見制度をご利用いただくことになります。

こんな時は利用出来る？

「認知症の診断や障害手帳を持っていないのですが・・・」

本事業の利用対象となるのは、軽い認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断等に関して本人のみでは適切に行うことが難しい方です。本事業の契約締結判定ガイドラインに沿って社協(あんしんセンター)職員がアセスメントし、会議で契約能力やサービスの必要性を審査・確認しますので、診断や手帳がなくても利用は可能です。なお、川崎市では外出困難な65歳以上の高齢者や身体障害者も対象に含まれます。

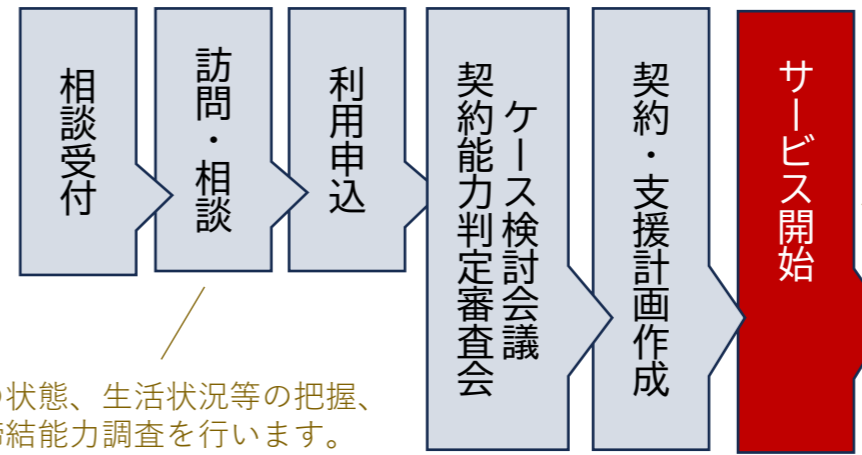
「借金があるのですが・・・」

あんしんセンターではサラ金や個人的な借入といった借金の整理や返済交渉はできませんので、そのような借金がある場合には法テラス等の法律相談を紹介します。その際本人からの依頼があれば相談に同席します。また返済計画が立てられているものであれば、支援計画に含めた上で支払い手続きをお手伝いすることができます。

※具体的なお相談は、利用される方がお住まいの区のアんしんセンターにお問い合わせください。利用要件や詳しいサービス内容はあんしんセンターパンフレットをご覧ください。



～契約までの流れ～



本人の状態、生活状況等の把握、契約締結能力調査を行います。

* 契約に基づく支援のため、利用者本人の意思によって契約を終了することができます。
 * 同居の家族でも、支援を希望される場合には各々契約が必要です。

支援計画に基づき、定期的に訪問してサービスを提供します。

事例① サービス開始まで

Aさんは80代の女性です。市営住宅で独り暮らしをしていますが、年金が入ると全部出金してしまったり、通帳を何度か紛失してしまったりしています。関わっていた地域包括支援センターから日常生活自立支援事業の利用について相談があったため、地域包括支援センター職員と一緒に、本人にサービスの説明をしました。本人がサービスを利用の意思を示したため、契約締結能力調査を行いました。1週間後に再度面会を行い、2回目の調査(※)を行ったところ、Aさんは質問に答えることができました。その後、ケース検討会議の会議審査の結果、契約能力があることが確認されたため契約手続き後に支援が開始されました。現在は、月1回あんしんセンター職員が生活費の出金や家賃の支払等の支援をしています。

※判断能力が不十分な方も対象としているサービスであることから、短期記憶が保持できているか確認のため調査を2回行うことは、重要な意味を持っています。

事例② 支援の様子

Bさんは50代の男性で知的障害があります。支援計画に基づき、月2回の支援を行っていますが、臨時出金の依頼もあり、なぜなのか聞くと理由を述べられない、よく分からないといったことが多いです。また、インターネット関係の課金をしてしまうため、請求が高額になることもあります。本人の意思の尊重も必要ですが、その場に流されて購入等をしてしまうこともあるため、なぜ必要なのか、どうしたいのかをしっかりと聞き取りをし、必要でなければ購入の解約等の検討を行うなどしながら、支援をしています。

事例③ 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ

90歳男性のCさんは認知症の妻と2人暮らしをしています。買い物支援等を利用しながら暮らしていましたが、Cさんの物忘れや理解力が少し低下し、家賃や公共料金の支払いを忘れてしまったり、転倒のリスクが増えてきました。そのため、妻の担当CMからの相談で、日常生活自立支援事業のサービス利用に繋がりました。その後、月1回あんしんセンター職員が支援していましたが、徐々にCさんにも認知症状がみられるようになり、在宅生活への不安が強くなってきました。支援者間チームを作り、カンファレンスで検討した結果、施設入所も視野に入れながら、Cさんが自分と妻の成年後見制度の申立を行い、後見人等を選任してもらうことになりました。